建設関係部課長会議　会議録

１ 日　時　令和４年８月３０日（火）　午後１時３０分から午後２時２５分

２ 会　場　愛知県自治センター 大会議室

３ 当番市　岡崎市

４ 出席者　県・・・道路維持課 課長補佐 壽賀 奈津子
道路維持課 課長補佐 鈴木 正浩
道路維持課 課長補佐 堀田 裕久（代理 髙栁 亮）
都市整備課 課長補佐 佐藤 琢磨
都市整備課 課長補佐 伊藤 雅史
住宅計画課 課長補佐 前原 克彦
市・・・名古屋市道路維持課長 加藤 道哉 始め 44 名
市長会事務局・・・梶浦 稔、瀧田 崇司

５ 内　容　① 開　　会 市長会事務局 梶浦 稔
② 県出席者紹介 上記６名
③ 議　長　選　出 岡崎市土木建設部次長兼建設企画課長 市川 正史
④ 議　　題

【議題１】　認定市道道内にある個人名義の土地について（碧南市提出）資料１―１、１―２
【碧南市】
碧南市土木港湾課長　川村と申します。よろしくお願いいたします。
それでは早速ですけど説明のほうをさせて頂きたいと思います。碧南市内には市道の中に個人名義の土地が多く残っておりまして、境界確定などで市道内の個人地が判明した時に寄付を呼び掛けておりますけれども、地権者が既に死亡していたり、相続などによって当時の地権者との口約束が不明確であったりとか、様々な要因で寄付ではなく買収でないと応じないなど、市への所有権移転が進んでいないといった状況にございます。
そんな中、改正民法が令和６年４月１日から施行されるということで相続登記が義務化されますと、認定市道内の相続をしていないような土地の相談が増えると推測をするところでございます。そこで、認定市道内にある個人名義の土地の取扱いについて、各市の状況をご教示頂きたいと思いまして議題を提出いたしました。
設問としては、
⑴認定市道内に個人名義の土地が存在しているかどうか。
⑵している、という時は個人名義の土地の存在が判明した場合の対応は。
⑶寄付の場合は謝礼等を出しているかどうか、買収の場合はその買収単価をどう決定しているのか。

⑷個人名義の土地の一部が市道内にある場合、測量・分筆を市が行っているか。
⑸個人名義の土地が未相続の場合は市が相続登記に関与しているか。
というところをどのように対応しているかお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。
【議長】
ありがとうございました。
碧南市様からは５点の質問でございます。
皆様お手元の資料 1-1 それから資料 1-2 の各市の状況をご覧下さい。こちらを見ますと、全ての市で認定市道内に個人地が存在しています。対応は、ほとんどの市が「寄附」、その内、３割程度の市が、場合により「買収」の検討や実施をしています。
また、数市で「借地契約」を締結しているケースも見受けられます。寄附の場合の謝礼等は、９割程度の市が「出していない」状況です。このように各市様よりご回答を頂いているところではございますが、何か補足説明したい市さんがありましたら挙手をお願いします。
【蒲郡市】
蒲郡市の鈴木と申します。
回答の誤りがございましたので、大変申し訳ございませんが修正をお願いいたします。⑶の回答でございますが、蒲郡市は「出している」と回答させて頂きましたが、正しくは「出していない」ということで修正のほうをよろしくお願いいたします。
【議長】
はい、ありがとうございます。
では、皆様訂正をお願いします。他の市さんでご意見・ご質問等が何かありましたらお願いします。よろしいでしょうか。この際、碧南市さんの方で特に伺ってみたい市がございましたらよろしくお願いいたします。
【碧南市】
はい、では一点だけお願いしたいと思いますが、質問⑶の中で碧南市は寄付をして頂いた場合には謝礼として一筆２万円、プラス１平米 100 円の上限５万円でお願いしておりますけれど、各市はほとんどが出していないということがわかりました。その中で安城市さんの回答が「謝礼を出している」ということですけど金額はいくらなのか教えて頂きたいと思います。よろしくお願いいたします。
【議長】
それでは安城市様、お願いします。
【安城市】
安城市です。安城市ですと、土地の一筆ごとに登記名義人一人あたりということで１万円と要綱の中で規程をしております。
【議長】
はい、ありがとうございました。他によろしいでしょうか。
特にないようですので、県の方からこの議題についてコメントなどあるようでしたら ご発言をお願いします。
【愛知県】
道路維持課壽賀でございます。
愛知県につきましても、みなさんお答え頂いているようにほぼ寄付を頂いているような形になります。ただ、個人の土地と判明した場合においては、その時の時代の状況であるとか土地柄、個々の事例、そ

ういったものを考慮して、ケースバイケースで買収をさせて頂くようなこともあります。具体的には、通常寄附や買収を行い権原を取得したが登記漏れであった場合であれば基本的に寄附でよろしいかと思いますが、明らかにお金を払っていなかったことが分かった場合などは本来払うべきであるということになりますので、買収をした事例というのはないわけではない、という形です。なお、愛知県の場合も寄附の場合に謝礼等はお渡ししておりません。あとは買収の時の単価につきましては、基本的にはその時の時価の土地評価という形になるかと思います。道路でしたら時価の１０％で評価する考え方もあると思いますが、明らかに、例えば工事承諾で道路を作り、その後買収をしていなかった場合は、もちろん元来のお金で買う必要があると考えます。こちらにつきましても、やはりケースバイケースでやらせて頂いているような状況でございます。

あと、買収を行う場合につきましては、測量・分筆費用も県負担で買収することもございますが、基本的に寄附とかで頂く場合につきましては相手方に費用負担をお願いしている状況でございます。

最後に相続登記についてご質問等ございましたので一応こちらについてもコメントさせて頂きます。基本的には相続を決めて頂くのは民間さん・地主さん達が決めて頂かざるを得ないと思っておりますので、買収をする時とか寄附を頂くような時で、お手伝いができるような範囲であれば、所有権移転の前提登記という形で相続登記を行う事例はありますが、全て書類等は寄付して頂くかたにご用意いただいた上

で、という形になるかと思っております。買収の場合でしたら普通に用地買収をした時と一緒になりますので、そのような形でやらせて頂いている状況でございます。参考までに私共、愛知県の事例についてお話しさせて頂きました。以上でございます。

【議長】

大変ご丁寧にありがとうございました。

場合によっては買収もある、というご回答でございました。（議題１）につきましては以上とさせて頂きます。

【議題２】　路面下空洞調査について（豊田市提出）資料２

【豊田市】

豊田市でございます。よろしくお願いします。

昨今、路面の陥没によって道路を通行していた車両等が故障したりつまづいたりといった被害事案が新聞等で報道されております。

本市においても今年度に入りまして２件の陥没事案が発生しており、１件につきましては道路の横断暗渠、これのズレによって吸出しがあって陥没に至ったと、そういう原因が判明したのですが、残る１件につきましては特にそういった排水施設等もなく、原因不明となっております。そのため、陥没の原因究明とか、他に同様な空洞がないか、見た目ではわからないものですから、こういった空洞を調査する必要があると考えております。そこでまず２点お聞きしたいと思いました。

１点目は、これまでの各市町村さんの空洞調査の実績、またその時にどのような調査の方法をとられたかをお聞きしたいと思います。

２点目については空洞調査を行うにあたって、その範囲・路線の選定をどのようなお考えでやられていらっしゃったのか、ということをお聞きして今後の参考にさせて頂きたいと思います。

３点目は、こちらは今ある既存の地中レーダー技術以外にも、例えば人工衛星を使うとか最先端の技術で何か開発中だとか、もしご存じであればご教示いただけたらという思いで提案させていただきまし

た。以上です。よろしくお願いします。
【議長】
ありがとうございました。豊田市様からは３点のご質問でございます。
資料２の各市の状況をご覧頂くと、１４市が空洞調査を行っており、調査方法はレーダー探査の実施です。空洞調査を行う場合の考え方では、対象路線としては「緊急輸送道路」が多く、その他では「道路幅員、交通量、陥没箇所」の要件などで調査が行われています。
このように各市よりご回答を頂いているところではございますが、何か補足説明したい市さんがありましたら挙手をお願いします。
→補足なし
この際、豊田市さんの方で特に伺ってみたい市がございますか。
【豊田市】
名古屋市さんにお聞きしたいのですが、名古屋市さんでは道路幅員 14m以上を対象ということなのですが、路線延長はおよそ何ｋｍくらいでしょうか？
【名古屋市】
名古屋市でございます。ちょっと数字を持ち合わせていないので、詳しい数字は後日またご連絡頂ければ回答させて頂きます。申し訳ございません。
【豊田市】
ありがとうございます。
【議長】
ありがとうございます。
またメール等でやり取りして頂ければなと思います。よろしくお願いします。他によろしいでしょうか。特にないようですので、こちらも県の方からこの議題についてコメントなどあるようでしたらご発言をお願いします。
【愛知県】
道路維持課　鈴木と申します。
私からは本県の調査の状況についてご説明します。本県では地中レーダー技術を搭載しました空洞探査車を用いまして、平成２９年から３か年、令和元年度まで試行調査を実施しました。
現在はその結果を踏まえまして、令和２年度より５か年の計画で対象路線を第一次緊急輸送道路としまして調査を実施しているところであります。調査の方法につきましては、試行調査の３年間では２段階方式としまして、一次調査が地中レーダー探査、二次調査としまして疑わしい場所について実際に穴をあけてスコープを突っ込む調査をしておりましたが、現在の５か年計画では二次調査は、補修時に必要に応じて実施することとしています。以上でございます。
【議長】
ありがとうございました。豊田市様、よろしいですかね。それでは（議題２）につきましては以上とさせて頂きます。

【議題３】　小規模修繕の発注について（稲沢市提出）資料３
【稲沢市】
稲沢市道路課の山内と申します。よろしくお願いいたします。
稲沢市では道路に関する舗装や排水構造物の破損、交通安全施設である反射鏡や防護柵などの破損や

不具合など、昨年度は道路の修繕で３２７件、交通安全施設では１８４件の小規模修繕を発注して対応しております。その都度、職員が現場の確認を行い、市内にある土木業者の中から見積書を徴収し随意契約を行い修繕の対応を行っておりますが、道路構造物の老朽化に伴う修繕件数の増加や、事務処理の煩雑化、繁忙期での業者選定などに大変苦慮している状況です。現在、小規模修繕に対する事務の改善・現場の修繕をよりスピーディーに施工する方法などを検討しており、各市さんにおいて小規模修繕の発注方法・施工業者の選定方法の状況についてご教示頂きたいと思い、今回議題として提出させていただきました。以上です。

【議長】

ありがとうございました。

お手元の資料３の各市の状況をご覧頂くと、ほとんどの市が随意契約により発注を行っています。また、工種別による単価契約も数市で見受けられます。施工業者の選定方法は、市内業者の中から、地域性や対応の可能性等を考慮し選定しています。

このように各市よりご回答を頂いているところではございますが、何か補足説明したい市さんがありましたら挙手をお願いします。

→補足なし

この際、稲沢市さんの方で特に伺ってみたい市がございますか。

【稲沢市】

一宮市さん、蒲郡市さん、北名古屋市さんは年間１～３回に分けてエリア別に年間契約を行っていると回答がありました。当市としましてもエリア別に年間契約を行うことが現在考えうる最良の方法ではないかなと考えております。今後検討を進めていく中で、エリア別に契約を行っている３市には個別でまた問い合わせをさせて頂くことがあるかもしれませんので、その際はどうぞよろしくお願いします。以上です。

【議長】

ありがとうございます。ではこの件につきましてご指名のございました一宮市様でしたか、すみません。今どちらの市に？

【稲沢市】

一宮市さん、蒲郡市さん、北名古屋市さんなんですけど、また個別で問い合わせさせて頂くということで大丈夫です。

【議長】

そういうことですね。承知しました。では個別で対応のほうをよろしくお願いいたします。

他に何かございますか。特にないようですので、県の方からこの議題についてコメントなどあるようでしたらご発言をお願いします。

【愛知県】

道路維持課の鈴木です。

本県における小規模修繕、緊急維持修繕工事と言ってますけども、こちらの対応でございます。本県では予め協定を締結した業者と緊急維持修繕工事を随意契約しているところであります。業者の選定につきましては、当協定の中で路線や工区ごとに担当業者を決めており、ただし、３６５日２４時間の対応となりますので当該業者が対応困難な場合には、協定の中で隣接工区の協力という定めにより隣接工区の業者に対応して頂いているところでございます。以上です。

【議長】
ありがとうございました。この件に関しまして、稲沢市さんはよろしかったでしょうか？はい、では（議題３）につきましては以上とさせて頂きます。

【議題４】　前面道路に側溝のない農地の開発について（岩倉市提出）資料４
【岩倉市】
岩倉市の維持管理課田中です。よろしくお願いします。
前面道路に側溝のない農地の開発ということで、岩倉市では半分くらい調整区域のところがあるんですが、そこのところがどんどん開発されておりまして、大規模な事業者が開発する場合は承認工事でいって側溝が整備されるんですが、小規模開発の時はなかなか側溝までは整備がされずにいるという状況であります。当市では新設の側溝というのは必ずしも求めていませんで、その際は道路の排水面を考慮した設計をしてくださいとお願いをしているところであります。施工後何年も経ちますと排水が悪くなったりして水たまりの原因となっているところもありますので、このような状況の対策について各市どのようなことを行っているかということで参考にさせて頂きたく議題として挙げさせて頂きました。以上です。
【議長】
ありがとうございました。
資料４の各市の状況をご覧頂くと、道路側溝の敷設については、承認工事の申請時に「依頼」、「要望」、「お願い」レベルであり、強制はしていない状況です。
このように各市よりご回答を頂いているところではございますが、何か補足説明したい市さんがありましたら挙手をお願いします。
→補足なし
この際、岩倉市さんの方で特に伺ってみたい市がございましたらよろしくおねがいします。
【岩倉市】
名古屋市さんにお願いします。道路管理者として側溝が必要であると判断した場合、ということなんですが、例えばどんな場合があるのか教えて頂けると助かります。
【議長】
名古屋市さん、いかがでしょうか。
【名古屋市】
なかなか具体的にどうというのはあれなんですけど、本当にケースバイケースの場合が多いので、上に書いてある開発の時に承認工事で求めるというのが基本だと思ってますので、割と岩倉市さんとそんなに中身は変わっていないともいますので、具体的にこうだっていうのはなかなかちょっと申し上げられないところがございます。すみません。
【議長】
ありがとうございました。なかなかちょっと具体的なことがないということで、みなさんそういった状況かなというのは回答をみると受け止められますので、なかなか難しい問題かなと受け止められます。他に何かこの件についてありますでしょうか。岩倉市さんもよろしいでしょうか。特にないようですので、（議題４）につきましては以上とさせて頂きます。

【議題５】　道路等に越境する民地の樹木の取り扱いについて（田原市提出）資料５

【田原市】

田原市維持管理課の小谷でございます。よろしくお願いします。

それでは議題５の道路等に越境する民地の樹木の取り扱いについて説明させて頂きます。民地の樹木が道路側に越境しておりまして通行に支障をきたすことがあります。それに対しては苦情や通報が道路管理者に寄せられることが多々あります。民地の樹木は民法上切れないこともありまして、道路管理者としては土地所有者に剪定等の管理を促す措置を行っておりますが、この度民法の改正があり、場合によってはこちらが切ってもよいこととなりました。ついては民法の改正もふまえまして、現行で、また今後改正後にどのような民地の樹木の対応を行っていくのかご教示頂きたいと思います。田原市につきましては、仮に土地所有者が市で切ってくれればいいという意見がありましても、原則としては民地の樹木の剪定は行っておりません。ただ、倒木等で著しく交通に支障がある場合は緊急処置として行っていることはあります。質問としましては、１つが現在のそれぞれの対応状況について、２つ目が民法改正を踏まえ今後どのように対応していくのかということで質問させていただきました。よろしくお願いします。

【議長】

ありがとうございました。

こちらにつきましては資料５の各市の状況をご覧頂くと、対応状況としては、田原市さんと同様で、樹木の管理者や所有者に対し、文書や口頭で適切な管理を促す措置を行っています。また、民法改正後の対応は、一部の市で「未定、検討」ですが、ほとんどの市は「現状のままで変更する予定は無い」との回答です。

このように各市よりご回答を頂いているところではございますが、何か補足説明したい市さんがありましたら挙手をお願いします。

→補足なし

ではこの際、田原市さんの方で特に伺ってみたい市がございますか。

【田原市】

みなさんほぼ同様というふうに承りましたので特にございません。

【議長】

はい、ありがとうございます。他に何か関連でご意見等は。よろしいでしょうか。

特にないようですので、県の方からこの議題についてコメントなどあるようでしたらご発言をお願いします。

【愛知県】

道路維持課の壽賀でございます。

私から特にコメントというような内容のものはありません。基本的には所有者に切って頂くようにご依頼の上、切って頂いております。本当に緊急時でどうにもならないような時には稀に県で切ることもあります。新民法になった後も考え方は基本変わっていないと思っています。県のほうも変える予定はございません。ただ、この件に関しては今まで若干グレーな部分がありましたが、若干新民法の改正の内容ではっきりと切ることができるようになるとは思っております。以上でございます。

【議長】

ありがとうございました。すみません、ちょっと戻りましてですね、先ほどの岩倉市さんからのご提案について県のかたからコメントがありましたら発言のほうをよろしくお願いいたします。

【愛知県】
道路維持課の壽賀でございます。
私共の書類を参考までにということで机のほうに置かせていただいた書類があるかと思います。愛知県では、こちらの案件につきまして規定を定めております。盛土や切土により雨水の排水処理を行う必要がある時は側溝を設けるということで、皆さんにお渡しした資料の一番最初のページの下のほうにその旨が書かれておりますのでご参考にして頂ければと思います。以上でございます。
【議長】
ありがとうございました。すみません、ちょっと前後しまして申し訳ありませんでした。

【議題６】　生活道路の整備方針、計画等について（蒲郡市提出）資料６
【蒲郡市】
蒲郡市道路建設課の鈴木と申します。
蒲郡市におきましては、生活道路の整備について区画整理事業、それから要望道路取扱要領に基づいて地元からの要望により出てきたものの整備を行ってきておりますが、なかなか進んでいないといった状況がございます。また、昨年度から狭あい道路整備促進事業を始めまして、後退用地の寄付を条件に測量・分筆・舗装整備等を市で行うなど、所有者と協力して後退用地の確保を進めておりますが、路線の整備にはなかなかつながっていないといった状況がございます。こうした背景のもと、現在生活道路の整備方針の検討を行っている、こういった状況のため提案をさせて頂きました。具体的な設問としましては、（１）生活道路の整備方針・計画等がある場合は策定年度ですとか内容等、ない場合は生活道路の整備をどのように進めていらっしゃるか、ご教示をお願いいたします。（２）建築基準法上法定外道路、道路幅員１．８ｍ未満の道路につきまして市道認定がある法定外道路があるかどうか。それからそういった法定外道路の拡幅等整備を行うことがあるかどうか。この２点についてご教示をお願いしたいと思います。
【議長】ありがとうございました。
この件に関しましては、資料６の各市の状況をご覧頂くと、（１）生活道路の整備方針、計画等の有無について、「ある」との回答が１３市で、内容は、各市、様々です。次の（２）建築基準法上法定外道路について、市道認定のある法定外道路が「ある」は９割弱、拡幅等の整備が「ある」は３割弱の回答です。
このように各市よりご回答を頂いているところではございますが、何か補足説明したい市さんがありましたら挙手をお願いします。
→補足なし
特にないようですので、この際、蒲郡市さんの方で特に伺ってみたい市がございましたらよろしくお願いいたします。
【蒲郡市】
はい、瀬戸市さんと春日井市さんにお願いしたいと思います。
まず瀬戸市さんですが、点数化されて路線の決定をされているということでございますが、これは全路線なのか、それともある程度抽出をされていらっしゃるのか、抽出されているならばどういった条件で選んでいらっしゃるのか。それからその際の優先順位の評価項目等をもう少し詳しいことがお聞き出来たらと思っております。
それから春日井市さんのほうですが、支援制度ということですが、路線の拡幅整備を行われるという

ことですけど、事業主体はどちらになるのか。それから、春日井市さんのほうも整備する路線の決定方法等、何かございましたらご教示をお願いしたいと思います。

【議長】

はい、ありがとうございます。それではまず、ご指名の瀬戸市さんから回答のほうをよろしくお願いいたします。

【瀬戸市】

瀬戸市維持管理課のおおすかと申します。

あいにく本日課長の代理出席でございますことと関係資料を持ち合わせてございませんので、担当にまた確認して個別にご説明・ご回答させて頂きたいと考えております。

【議長】

はい、承知しました。それではまた個別で対応のほうをよろしくお願いいたします。それから次は春日井市さんでしたか。

【春日井市】

はい、春日井市道路課の内田と申します。よろしくお願いします。

まちづくり支援制度というものをやっておりまして、事業主体としては市のほうで工事を行う形で、用地買収も含めて市のほうで行っている形になります。場所の選定と言いますか、ここにも書いてございますが、平成２１年からで実績が５件というところで、なかなか実績が増えない中で市のほうから逆にＰＲをしているというところなので、あまりどこを優先順位というところの選定まではしていないというのが実状となります。以上です。

【議長】

ありがとうございます。他にどなたかございますでしょうか。特にないようですので、県の方からこの議題についてコメントなどあるようでしたらご発言をお願いします。

【愛知県】

道路維持課の髙栁です。

今回は生活道路についての議題でございましたが、県としましても生活道路は住民にとって最も身近で重要なインフラであり、地域の活性化や安全性の向上のためにも整備を進めていくことが重要だと認識しております。計画的また効率的に道路整備を進めるのに全員の同意書をとった上での事業化というのは非常に有効であると考えておりますし、県のほうでも建設事務所で事業を進める際には全員の同意が取れていないと事業化しないというやり方で進めている事務所もございます。

今回は市さんの情報も頂きましたのでこの辺りも参考にさせて頂きたいと思います。また、生活道路の整備に係る事業費の確保ということで、国の交付金や県のほうが補助をしています市町村土木事業費補助金といったものがございまして、そちらの活用というのも可能でございます。ただ条件としまして幅員が４ｍ以上の道路ですとか、一市町村一事業ですとか、そういった縛りはございますが、こういったものの活用も可能でございますので、始められる検討がございましたら道路維持施設整備グループまでご相談いただければと思います。

住宅計画課の前原です。狭あい道路整備等促進事業、国の事業であるんですけれども、これにつきましては令和３年度につきましては２０市４町、令和４年度については２０市４町ということで春日井市さんはじめ多くの市町村のかたに活用していただいておりますということで、今後もよろしくお願いいたします。以上です。

【議長】
ありがとうございました。
今、県のかたから補助金の情報提供等頂きました。またこの件につきましては問い合わせ等して頂いて有効にこういった財源を利用していただけたらなと思いました。
そのほかに何かありますでしょうか。蒲郡市さんもよろしいでしょうか。それでは(議題６)につきましては以上とさせて頂きます。

【議題７】　その他
【議長】
続きまして(議題７)その他に入らせて頂きます。
せっかくの機会ですので、会全体を通して何かご意見・ご質問等ありましたら挙手をお願いします。では名古屋市さん、よろしくお願いします。
【名古屋市】
質問ではないのですが、先ほどの議題の２の豊田市さんからのご質問の数字がわかりましたのでお伝えさせて頂きます。路線延長は７７３ｋｍでございます。これをばらつきはありますが５年ごとに調査をしていくという状況でございます。よろしくお願いいたします。
【議長】
はい、ありがとうございます。７７３ｋｍで５年ごとということでご回答いただきました。その他何かありますでしょうか。はい、どうぞ。
【愛西市】
愛西市ですけど、議題４についてちょっとお尋ねしたいんですけど、うちも岩倉市さんと一緒で困ってまして、愛知県さんにも市としてどうやろうかで去年ちょっともめまして、県さんとかほかの市町にも聞いた中で道路法第２４条の県さんの引用をして承認工事の中で必須化と自分は書いてしまったんですけど、市としては運用の手引きみたいなものを作りまして、舗装すること側溝を作ることっていうような形で、必須化みたいなことの文言を書いたんですけど、これについて何か問題はございますでしょうか。
他の市町さんを見ると、「求めている」ということでどこまで求めてみえるのか語尾的にわからなくて。うちも「お願い」は昔はしていたんですけど、どうなのかなというのがありまして。ごめんなさい、突然。聞こうかどうしようかと迷っていて最後になってしまって申し訳ないですけど。
【議長】
はい。何かコメントありますかね。
【愛知県】
道路維持課の壽賀でございます。
側溝を作らせるってことについて強制してもよいかという質問ですね。道路を管理していくにあたって実際に形状が変わってしまう、元々私共が作った形と違うという形になるのであれば、形状を変えるかたの責任において側溝を作って頂くことは問題がないのではと私共は思っております。ただし、そこそこで事情は確かにあると思いますので、ある程度ケースバイケースの中で、どうしてもここについては作らない、こういう形のほうがいいだろうという話が出てくれば違う形になることもあるかと思います。一般的には道路の構造的にはやはり側溝を一番隅っこにいれるというような形になると思っておりますので、問題はないかと思うんですが、すみません。私のほうもその辺についてはちょっと勉強させ

ていただきたいと思います。

【議長】

はい、ありがとうございました。愛西市さんでしたか。よろしかったですか。

【愛西市】

はい。すみません、突然ありがとうございました。

【議長】

他にはございませんでしょうか。この際だから聞いておきたいなということがございましたらお願いします。特にないようですので、続いて、次年度当番市の決定に入ります。

⑤ 次年度当番市の決定 一宮市

⑥ 閉　　会 市長会事務局 梶浦 稔